

「地域ブランドの保護について」

1. 前回の議論のまとめ

前回は、「地域ブランドの保護」について検討を行った。

(1) 商標法による保護について

「産地名 + 商品名」の表示は識別性に問題があることから、商標法で保護をするのであれば、慎重に考える必要がある。

自他識別機能が確立していないものを保護するのであれば、商標法の保護体系が崩れる。識別力が出る前のものを保護するほど切実なニーズがあるのか。

地域ブランド保護のニーズがどの程度あるか確認したい。現行の不競法、JAS法による保護で十分ならば、無理をして商標法で保護する必要はない。ニーズがあるのであれば、商標法で対応する必要がある。地域ブランドの識別力は、「地域」単位で考える必要があるのではないか。このような意味での識別力を有する地域ブランドの主体として適切な者に商標を認めればよい。(注)が最も良く、第26条第1項第2号のような規定を設け、第三者の正当な使用を認めるというのはどうか。食品業界には、地域名を使いたいというニーズがある。農水産物の地域名については、既に消費者保護の観点から、不競法、JAS法、景表法で保護されているのではないか。

地域ブランド保護の対象となるのは、主に農水産物と考えられるが、既にJAS法など他の法律も整備されている。企業がブランド化したものであれば現行の商標法第3条第2項で足りるが、地域経済の活性化のために考えると、現行の法律で足りるのか。商標法において団体商標による保護を認める方向に行かざるを得ないのではないか。

識別力を高めようとしているブランドにも、ニーズがあるのではないか。の証明商標は我が国ではなじまないのではないか。

地域おこし、村おこしの観点から、基本的には団体商標で認めるべきではないか。伝承技術の場合、別の場所で伝承者が製作するとアウトサイダーになってしまう。どういう運用にすべきか考える必要があるのではないか。

(2) 主体の審査について

の主体の証明は、第3条第2項の証明と同じではないか。地域に団体が2つあるときは、共同出願が不可能ではなく、解決できるのではないか。

が良いと思うが、特許庁において主体の審査ができるか懸念される。現行の審査

でも取引の実情を加味することとされているが、実情はうまく機能していない。今回はさらに高度な要件となるため、運用等の体制づくりが大切であり、留意が必要である。

地域ブランドを団体商標として保護する場合、難しいのはその主体の認定である。しかし、私権構成による保護を認める限り、合理的な主体認定の基準を策定しなければならない。

(3)効力について

他人の使用については、第26条第1項第2号で対処できるが、それに疑義があるならばアウトサイダーも使用できる規定を別途設けることも考えられる。しかし、のちに地域ブランドが第3条第2項レベルになったときに、その規定が邪魔になるのではないか。団体登録商標から通常登録商標への変更を認めるような、特別な道も開く必要がある。

第26条第1項第2号があっても、不当な使用を排除できないならば、適格性の条件が必要なのではないか。

商標の使用者をどう考えるか。メンバー、団体自身の使用なのか。

地域ブランドの保護として識別力の弱いものも登録されると、類似商品・役務まで排除されることになることが懸念される。慎重な検討をお願いしたい。

(4)その他

主体は組合等の団体に限る必要がないのではないか。主体は制約せずに、メンバーが地域の人であることなどの要件で絞ると良いのではないか。

(注)上記の 、 、 は前回の資料1の24ページ以下に挙げられた検討の方向を示している。

EUにおける「共同体団体商標」的な制度を設けることについて

団体商標ではあるが、特定の団体のみ登録できるとすることについて

証明商標とすることについて

2. 今回の検討事項

今回は、地域ブランドについての商標法における保護の在り方についての検討を行うとともに、前回の議論において、ニーズの実態が明らかではないとの意見があったことを踏まえ、財団法人伝統的工芸品産業振興協会から、伝統的工芸品に係る商標登録のニーズについてのプレゼンテーションを受けることとする。